西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷線の交通開放

東京都が整備を進めている調布保谷線のうち、青梅街道から西東京都市計画道路３・４・11号線までの区間約２kmが、右記のとおり交通開放されます。

□**交通開放日時**　４月21日㈰午後３時

□**区間**　柳沢１丁目～泉町５丁目

※交通開放に先立ち、当日午前10時から開通記念式典が行われます。

❖西東京都市計画道路３・４・11号線も図の区間（90m）で交通開放をします。

◆都市計画課保（☎042－438－4050）

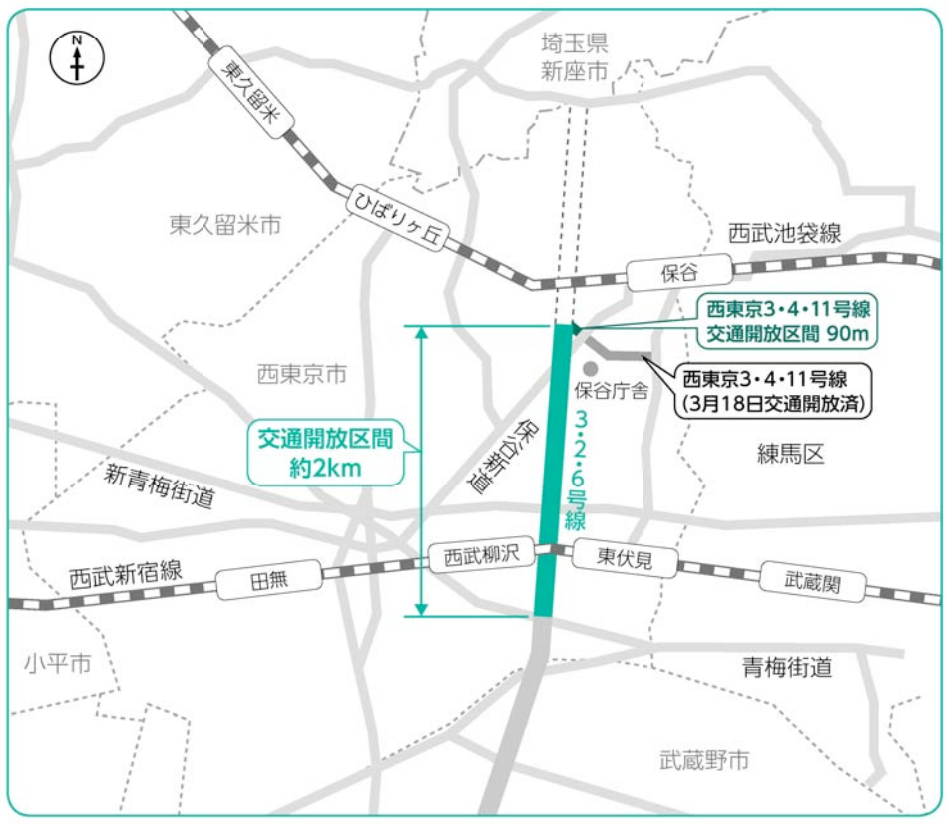

保谷庁舎第１駐車場へは右折入庫できません

４月21日㈰から都市計画道路３・２・６号調布保谷線および３・４・11号練馬東村山線が交通開放されることに伴い、田無方面からは保谷こもれびホール隣の保谷庁舎第１駐車場に右折入庫ができなくなります。

保谷庁舎の第１駐車場を利用する場合は、「誘導ルート図」に従い入庫していただくようお願いします。

交通渋滞・事故防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

◆管財課保（☎042－438－4001）

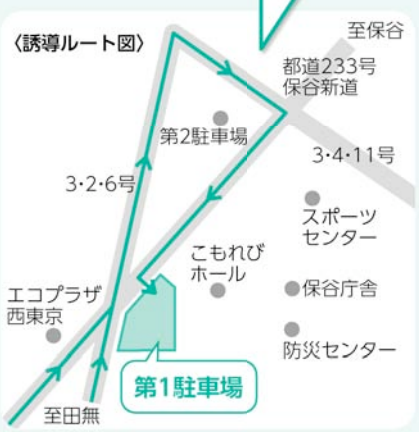

春の全国交通安全運動

スローガン
やさしさが 走るこの街 この道路

◆道路管理課保（☎042－438－4055）

春の全国交通安全運動が４月６日㈯～15日㈪の10日間実施されます。

これをきっかけに、市民一人一人が交通安全に関心を持ち、交通ルールの順守と正しい交通マナーを実践するほか、地域での道路環境の改善に向けた取り組みに参加するなど、皆さんの力で悲惨な交通事故を防いでいくことを目的としています。

□**運動の基本**　子どもと高齢者の交通事故防止

□**運動の重点**　◇自転車の安全利用の推進（特に自転車安全利用五則の周知徹底）
◇全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
◇飲酒運転の根絶
◇二輪車の交通事故防止

❖正しい交通ルールを知り、安全に自転車を利用しましょう

□**自転車安全利用五則**

①自転車は、車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号順守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用
◇こんな運転もルール違反です。
自転車運転中のイヤホン・ヘッドホンの使用
自転車運転中の携帯電話使用など
◇自転車が歩道を通行できるのは？
歩道通行可の標識がある場合
運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方
車道または交通状況からみてやむを得ない場合
※ただし歩道は歩行者優先
◇自転車も交通事故を起こせば刑事上・民事上の責任が問われます。
◇自転車も損害賠償保険などに加入しましょう。

❖反射材を付けましょう
～交通事故に遭わないために～
◇反射材は、車のライトなどが当たると光を反射し、大変目立ちます。反射材を身に付けて自分の存在を知らせることは、夕暮れ時から夜間の交通事故防止に効果的です。
○靴のかかとや、自転車のスポークに取り付けるものなど、いろいろな反射材があります。
○反射材用品は、ホームセンター・日用雑貨店などで扱っています。

バイクスクール

二輪車の交通事故防止を目的に実施します。

時４月14日㈰午前９時から（受け付け午前８時30分から）

場田無自動車教習所（芝久保町４－４－４）

申当日、バイクで直接会場へ。

問田無自動車教習所（☎042－461－7111）

◆道路管理課保（☎042－438－4055）

都立東伏見公園が4月1日㈪に一部開園

都立東伏見公園が一部開園しました！（４月１日㈪）

東京都が整備を進めている東伏見公園は、計画面積が13.7haの公園です。今回、開園した面積は約2.7haです。レクリエーションの場となる多目的広場が完成し、子どもから大人まで楽しめる空間となっています。（図１）

【図１】

事業認可を取得しました

東京都では、東伏見公園と石神井川の事業認可を取得しました。区域は次のとおりです。

西東京市東伏見一丁目地内および、西東京市柳沢一丁目地内（図２）

【図２】

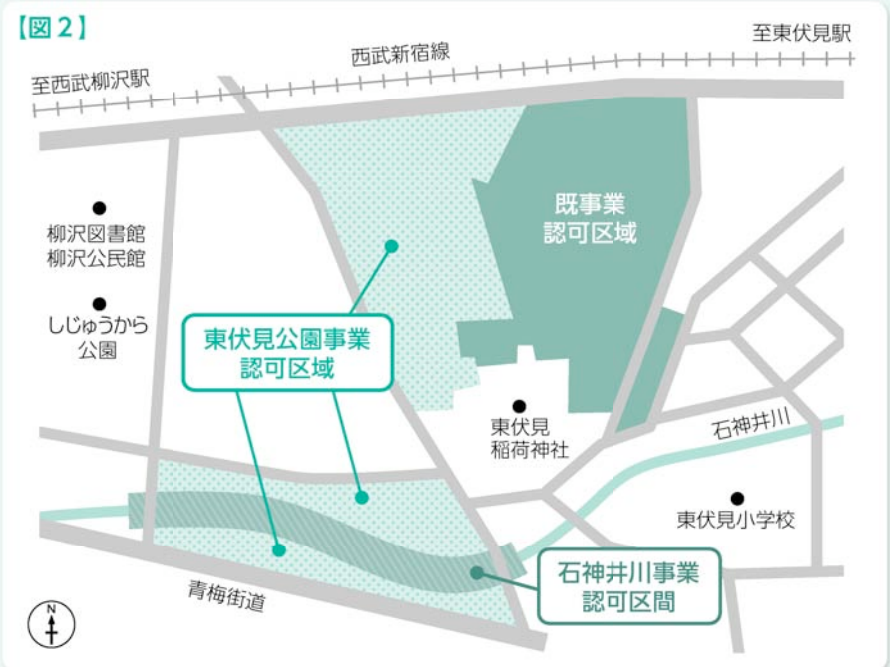

問東京都西部公園緑地事務所 工事課（☎0422－47－0192）
東京都北多摩南部建設事務所 工事第二課（☎042－330－1846）
◆みどり公園課保（☎042－438－4045）